

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

基本給付（再支給分）を振り込みます！

1. 支給対象者

- 令和2年12月11日までに、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」が振り込まれている方

2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**
(1回目に振り込みした基本給付と同額を振り込みます。)

3. 給付金の支給手続き

- 基本給付（再支給分）は申請不要で受け取れます。
- 前回、給付金を振り込んだ口座に12月24日（木）に振り込み予定です。

【ご注意ください】

- 前回、給付金が振り込まれた口座を解約している場合は、12月24日に振込できません。速やかに口座変更を届け出てください。(変更後の振込は1月28日（木）以降です。)
- 基本給付（再支給分）の支給を希望されない方は、速やかに受給拒否申出書を提出してください。(辞退期限：令和2年12月23日（水） 必着)

変更・辞退様式等ダウンロードはこちら

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000507095.html>

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903 (国)

(受付時間：平日9:00~18:00)

大阪市「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課

06-6208-8289 (受付時間：平日9:00~17:30)



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐欺”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。